

# 「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第4期）」の策定について

平成29年5月19日

くらしの安心推進課

本県の犯罪のないまちづくりを推進するための施策等を取りまとめた「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）の第4期計画の策定にあたり、パブリックコメント実施後、計画案を鳥取県犯罪のないまちづくり協議会へ諮問し、5月17日に答申されたので、その概要を報告する。

## 1 パブリックコメントの実施結果

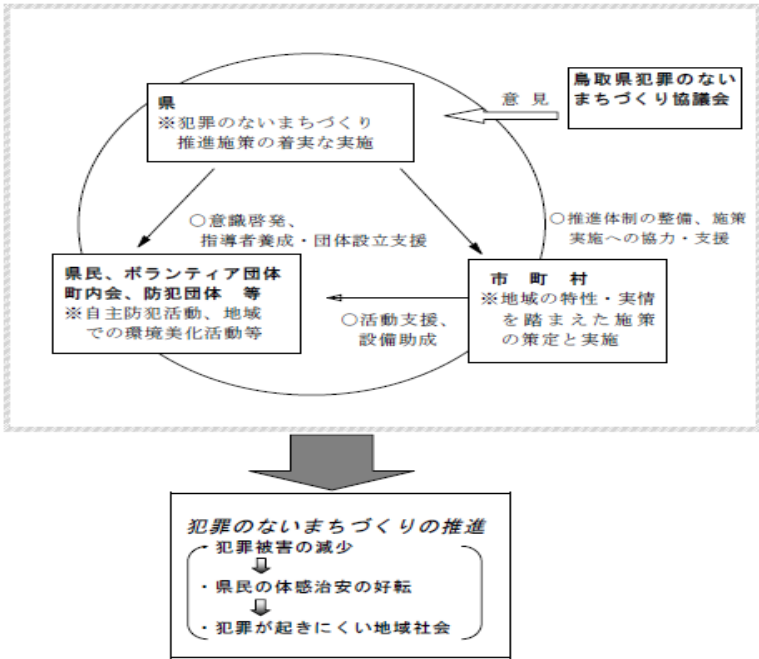
○募集期間：平成29年4月13日（木）から5月1日（月）まで

○募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所等設置の意見箱

○募集結果

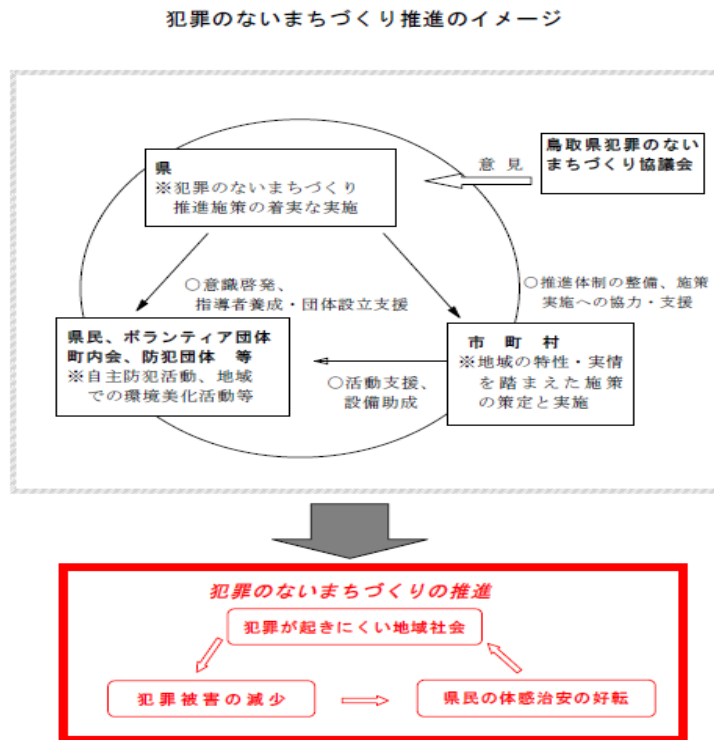
- ・意見総数：25件（6名）（年代：40歳代1名、50歳代3名、60歳代1名、70歳代1名）
- ・計画案に反映した意見3件、計画案に盛り込み済の意見21件、その他1件

<計画案に反映した意見>

主な意見の概要	対応方針
<p>「深夜小売業等の防犯措置」の基本的な考え方に記載の「また、青少年の非行の温床とならないよう施設周辺の風俗環境浄化に努める」の主語がないので、主語として「深夜小売業者」を入れてはどうか。</p>	<p>「深夜小売業等の防犯措置」の基本的な考え方について、意見のとおり、主語が不明確であったこと、「風俗環境浄化」をより適切な表現に見直した方がよいことから、次の下線部分を追加・修正する。</p>
<p>「深夜小売業等の防犯措置」の基本的な考え方として、「青少年の非行の温床とならないよう施設周辺の風俗環境浄化に努める」とあるが、現在の環境が著しく悪い印象を受けるので「風俗環境浄化」の表現を見直すべき。</p>	<p>「深夜小売業者や金融機関等は、強盗等の凶悪犯罪や窃盗犯罪の対象となりやすいことから、「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造・設備等に関する指針」に基づき、十分な防犯対策が講じられるよう努めます。また、<u>深夜小売業者等は青少年の非行の温床とならないよう、施設周辺の正常な風俗環境の保持に努めます。</u>」</p>
<p>犯罪のないまちづくり推進のイメージ図について、「犯罪被害の減少→県民体感治安の好転→犯罪が起きにくい地域社会」の矢印の順番を見直すか、循環する図とすべき。</p>	
<p>[修正前]</p> 	

意見のとおり、PDCA サイクルにより犯罪のないまちづくりの推進が好循環を生み出していくという観点から、イメージ図を見直す。

[修正後]



## 2 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会への諮問、答申

パブリックコメントの意見を反映した計画案により、5月9日に鳥取県犯罪のないまちづくり協議会へ諮問した。5月12日に開催した鳥取県犯罪のないまちづくり協議会での委員意見を反映した計画案により、5月17日に答申された。

<委員からの主な意見>

- ・IV推進施策 2 (3) 「④深夜小売業等の防犯措置」の「基本的な考え方」の「正常な風俗環境の保持」の「正常な」は「良好な」等の別の表現が適切ではないか。  
→「良好な」に修正。

## 3 計画案の概要

パブリックコメント及び鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員の意見を反映した計画案は次のとおりである。

### (1) 計画期間

平成29年度から平成31年度までの3年間

### (2) 計画の目標及び基本方針等

#### ○基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現すること。(第3期計画と変更なし。)

#### ○達成指標

刑法犯認知件数3千件以下の定着

#### ○第3期計画期間中の成果と課題

- ・第3期計画期間中、犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、昨年10月に「犯罪のないまちづくり推進条例」を一部改正し、防犯環境整備に関する事業者の協力事項及び防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮事項を追加して規定した。また、同年11月に、条例を根拠として適正な設置・運用の参考となる「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を策定した。
- ・第3期計画期間では、①無施錠による窃盗被害の割合が高い、②平成28年万引き件数が前年比で増加している、③平成28年特殊詐欺被害者のうち65歳以上が6割を占めている等の課題があ

った。

○基本方針及び主な施策

- ・障がい者の安全確保を追記しつつ、4つの基本方針は第3期計画から継続する。
- ・第4期計画では、第3期計画の課題を踏まえ、新たに最重点施策として「万引き防止対策の推進」や特殊詐欺被害防止対策の推進、防犯カメラの適正な設置・運用など新たな課題に対応する個別の施策等を盛り込む。

※ゴシック体は新規項目

<基本方針1> 自主防犯活動の促進		<基本方針2> 子ども、高齢者、女性、 <u>障がい者</u> 等の安全確保	
施 策	①県民の意識啓発 最重点施策「 <u>鍵かけ運動の推進</u> 」、 <u>「万引き防止対策の推進」</u> ②地域安全情報の提供 ③地域防犯活動の促進	施 策	①学校・通学路等での安全確保 ②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり ③子どもの安全教育 <u>④特殊詐欺被害防止対策の推進</u> ⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保
<基本方針3> 防犯環境整備の促進		<基本方針4> 犯罪被害者等の支援	
施 策	①防犯住宅の普及・促進等 ②道路・公園・駐車場等における防犯措置 <u>③防犯カメラの適正な設置・運用</u> ④深夜小売業等の防犯措置 ⑤空家の防犯措置 ⑥防犯に配慮した自動車・自販機等の普及	施 策	①相談体制の充実 ②被害者支援の啓発 ③民間支援団体の活動の支援 ④関係機関の連携 ⑤性暴力被害者への支援

4 今後の予定

5月下旬 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第4期）策定及び公表